

日程第9 議案第6号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第9 議案第6号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）自動交付機がいよいよ6月30日で廃止になって、それに伴う条例の一部改正なんですけれども、実際に今、自動交付機のある三石台の紀見北地区公民館の近くの方であるとか、城山台のヨシストの近くの方からは、その付近にはコンビニがないのに一体どうしたらいいんやという声であるとか、また、先日も言いましたけども、5月末現在で、マイナンバーカードの取得が1割をちょっと超えたぐらいと。6月、それからも増えていますからもうちょっと増えてるんかもしれないけれども、結構この1年間年間を通したら、今まで4箇所の自動交付機で住民票とか印鑑証明をとられている方が多いんですけれども、1割ぐらいの方しかマイナンバーカードを取得されていないということであれば、なかなか実際にはサービス向上にならずに、サービス低下になってしまうということになるのではないかと思うんですけれども、その辺の認識と対応についてお聞きします。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）今回の手数料条例の一部を改正する要旨なんですけども、今、議員言われたように市内4箇所、これは本庁玄関、高野口公民館、紀見北公民館、城山台センター街、これらが平成9年から順次

稼働してきておりました。暗証番号を登録した橋本市民カード、これを利用していただいて、印鑑登録証、住民税課税証明書、また、住民票の写しなどを交付してきておったところ です。

今回、マイナンバー制度の施行に伴って、全国約4万8,000店舗のコンビニに設置されております、多機能端末機による個人番号カードでの交付、これも昨年2月より開始されております。これらのことから、従来の自動交付機をこの6月末をもって廃止することとさせていただきますと考えております。

今、議員言われたように、城山、紀見北、この地区にお住まいの方々が近所にコンビニが少ないということで、不便になるのではないかということに対しての認識と対応ということなんですけども、今現在、先ほども言わせていただいたように、全国に約4万8,000店舗ございます。これらの全てのコンビニで利用いただける。また、今、光陽台ですかね、光陽台のところに新たにまたできたと思うんですけども、これらのコンビニも利用いただければなというふうに考えております。

確かにマイナンバー自体、本市ではまだ約6,000枚程度の交付実績しかございません。今後もこのマイナンバーカードの交付の啓発というものも、引き続きやっていきたいと考えております。これらのことも含めて、今後、コンビニ交付のほうへ移行していきたいと考えております。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）確かに今まで4箇所だったのが、市内でも十数箇所コンビニがあって、今まで自動交付機のなかった地域につい

てはサービス向上につながるのかなというふうには私自身も思ったんですけど、今、交付機の周りの人にとったら、すぐ近くにコンビニがあればまた違うかもしれないけれども、結局、歩いて今まで自動交付機まで行けてた方が、コンビニまで行くのにかなり遠くなってしまったという、そういう声が上がってきています。

それと、確かに光陽台の近くにもコンビニはありますけれども、マイナンバーカードを持っていなかったら使えないわけですので、やっぱりその辺でもいろいろ経費削減であるとか、サービス向上とかということから今度のこの施策が行われたというふうには思うんですが、結果的にはサービス向上になったのかなという疑問を持っております。

すぐ何らかの対応ということは難しいかもしれないけれども、そういう声もあるということを知っておいてもらいたいというふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）答弁よろしいですか。

○8番（阪本久代君）はい。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

で、討論を終結いたします。

これより議案第6号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第10 議案第7号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する

条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 橋本市消防団員等
公務災害補償条例及び橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第11 議案第8号 橋本市消防団員等公務災害補償条例及び橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 橋本市消防団員等公務災害補償条例及び橋本市消防団員等公務災

害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 橋本市病院事業の
設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第12 議案第9号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 森下君。

○10番(森下伸吾君) 内容を見せていただきますと、診療科目が変更になっておりますが、この辺の変更になったいきさつと、実際にこれに今かかっていらっしゃる患者さんに影響はないのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長(岡 弘悟君) 病院事業管理者。

○病院事業管理者(山本勝廣君) 心療内科ということと、腎臓内科というのがなくなることとでございますね。当院が移転してから、常勤医としては心療内科はずっといなくなつたんです。それで、非常勤でしばらくの間、外来をやらせていただいていたんですが、その辺、患者さんも少なくなった、コストも考えるとということで、一応、閉鎖させていただきましたということになりました。

腎臓内科医は、3年間常勤医がいたんですが、その後、全国各地いろいろと手を尽くして、大学回りも随分して、今も探しておるわけですが、和歌山医大から出してもらえない、

あるいは近畿大学も出してもらえない。ほかのところも腎臓内科医というのが本当に不足してまして、結局、常勤医が見つからないので、非常勤医さえ見つかってないんですけども、看板だけ出しておくのもということで、今回これを出させていだいたと。

新しい救急科と腫瘍内科というのは、救急科に関しましては、実は3年前から救急科の常勤医はいたんですね。2年間、和歌山医大の救急部から出していただいていたんですが、一旦、医師がいないということで中断しました。昨年の6月から、一応、民間の会社からの紹介で、医師を1人常勤として雇うことができたという、そういう経緯で、何とか救急科は常勤医がいるということで正式に出させてもらったと。

腫瘍内科に関しましては、これは以前からも非常勤なんですけども、当院が地域がん診療連携拠点病院ということもあるので、腫瘍内科というのは常勤医がいないんですが、診療科としては必要だろうということで、非常勤ですが、やらせていただく必要性からこれを申請させていただきました。

以上です。

(「答弁もれ」と呼ぶ者あり)

○議長(岡 弘悟君) 答弁もれ、指摘してください。

○10番(森下伸吾君) そのなくなったことによる今の患者さんに影響はないのでしょうか。

○議長(岡 弘悟君) 病院事業管理者。

○病院事業管理者(山本勝廣君) 腎臓内科に関しましては、大変その辺患者さんからの要望がございます。この地域橋本医療圏で透析ができる場所というのは、二つの民間病院ですね、透析できる場所があるんですが、その透析のシャントをつくる病院はないんですね。よその病院とかへ行ってシャントをつくって、そして、この地域の病院で透析を続

けるというようなことで、大変患者さんにはご迷惑をおかけしています。

それと、私どもの場合は、腎臓が悪くなってくると腎臓内科の医師がいないので、結局、どこかの病院に紹介させていただくという形になります。それと、私どもの入院患者さんで透析をしているというか、する患者さんを救急とかで受け入れたり、あるいは手術をするということで受け入れることができません。そういったことでも、地域の方々に市民病院で入院して、透析の方を、あるいは腎臓悪い方を手術なり、処置なりをすることができないということで、他の医療系に行っていただくようなことになっていますので、非常に残念に思っています。

当院としては、実は東館というのを、ICUというか、今、HCUですけども、それを地域医療の再生基金でいただいて、HCUをつくった際に、リハビリ室がないということで東館をつくって、2階建てですが、その1階はリハビリ室に使っているんですが、2階のところは腎臓内科が来てくれば透析をしようということで、一応、部屋も用意しているんですが、残念ながら先ほどご説明したような状況でございます。

以上です。よろしいでしょうか。

○10番(森下伸吾君) 心療内科は。

○病院事業管理者(山本勝廣君) 心療内科のほうは、すいません、その要望ということに関しては、私のところにはあまり届いてはないんですけども。

○議長(岡 弘悟君) 森下君、いいですか。

○10番(森下伸吾君) はい。

○議長(岡 弘悟君) 20番 辻本君。

○20番(辻本 勉君) 今、管理者のほうから説明があったんですけども、もともと市民病院で透析をしたいという希望というのがたくさんあったと思うです。私もここで質問をし

たと思うんですけども、実際ここで削ってしまうと、全く今後、腎臓内科というのはできないと、市民病院では。あれば医師の確保に努力をしていただけるんですけども、なくなれば、完全にないということになりますと、実際、今、管理者が言われたとおり、透析患者が他の病気になって手術をするにしても、市民病院でできないという最悪の状況に、透析患者にとっては最悪の状況になろうかと思うんです。

できればもっと努力をしていただいて、透析の技士をやはり採用していく、医師も採用していくという、そういう努力をもっともっとやっていただきたいというのが私の思いなんですけども、ここで条例改正をして削ってしまうと、はっきり言いまして完全にあきらめれということだと思うんですけども、その辺どうなんでしょうかね。全く可能性はないんでしょうか。医師の確保、技士の確保というのがないんでしょうか。結構、高額の使って、そういう設備といいますか、手術というか、入院患者に対してはできとったんでしょう、今までは。それも全くできないとなると、ちょっと市民にとっては大変大きな問題ではないのかなと思うんですけども、その辺どうなんでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本勝廣君）お答えいたします。入院患者さんで腎臓が悪くなって急変した場合は、現在でも透析することはできます。一時的に、医師の指示で、透析になれた臨床工学士もいますので、ですからその辺の処置はできます。ただ、シャントをつくって維持透析ということは、難しいということでございます。

この腎臓内科という看板をおろすということで、医師確保をあきらめるというつもりは私はございません。先ほども申し上げました

ように、この橋本医療圏で腎臓も悪くて、処置あるいは手術ができる病院というのは、橋本市民病院しかないというふうに私は思っていますので、そのためには努力を続けていきたいと、そういう気持ちには変わりはありません。

あとは、腎臓内科医がいないのにこの看板を置いておくということが適切なかどうか、その辺のところは少し気になりましたので、今回、こういうようなことにさせてはいただいたんですが、その辺確保できればすぐに、また看板を上げるということはあるかと思うので、その辺のところというのは、決してこの看板をおろすことであきらめるつもりは、この地域の医療のことを考えれば、決してあきらめるつもりはございません。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）通常というか、平日のふだんの日常の透析はともかく、やはり他の病気になって手術をするときに、透析患者が市民病院で受け入れられないというのが、私は大変大きな問題だと思うんです。やはりこの辺でいきますと近大とか、日赤、和医大のほうへ行かなくてはならんということで、それもありますので、看板をおろしても、今言っていたとおおり、腎臓内科を復活できるように鋭意努力をしていただきたいなど、これだけはお願しておきます。

○議長（岡 弘悟君）答弁いいですか。

○20番（辻本 勉君）いいです。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第9号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。